

## コーポレートガバナンス・コード原案の公表

---

金融庁、及び東京証券取引所が事務局となる「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」にて、昨年 2014 年 12 月 17 日に、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）」が公表されました。更なる企業統治を促すための政府の施策であると考えられます。以下、その特徴をご紹介します。

### ① 「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

本コード（原案）において示される規範は、会社が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、会社が各々の置かれた状況に応じて、実効的なコーポレートガバナンスを実現することができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）の考え方が採られています。

また、本コード（原案）は、法令とは異なり法的拘束力を有する規範ではなく、その実施に当たっては、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用しています。すなわち、本コード（原案）の各原則（基本原則・原則・補充原則）の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないとする原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定しています。

### ② 5つの基本原則

以下の5つの基本原則ごとに、基本原則、原則、補充原則から構成されています。

- 株主の権利・平等性の確保
- 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 適切な情報開示と透明性の確保
- 取締役会等の責務
- 株主との対話

### ③ 社外取締役について

先日の会社法改正でも話題に上った社外取締役についてですが、本コード（原案）においても、「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。」と記載され、その設置を前提としています。

本案に対する意見は平成 27 年 1 月 23 日までであり、東京証券取引所において必要な制度整備を行った上で、平成 27 年 6 月 1 日から適用することとし、3月決算会社の株主総会に間に合わせることを想定しているようです。

以上